

## 株主各位

北九州市八幡西区築地町1番1号

### 株式会社 高田工業所

代表取締役  
社 長 高田 寿一郎

## 第66回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月20日(木曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 北九州市八幡西区築地町1番1号  
当社 本社会議室  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第66期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
  2. 第66期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### 5. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令並びに当社定款第20条の定めに基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ (<http://www.takada.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(1) 計算書類の個別注記表

(2) 連結計算書類の連結注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、招集ご通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<http://www.takada.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 第 6 6 期 事 業 報 告

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、震災復興需要による景気の下支えに加え、昨年末の政権交代に伴う景気浮揚策（アベノミクス）への期待を見越した円安・株高により、設備投資や個人消費の改善を後押しする動きも見られましたが、世界経済の減速や長引くデフレの影響が続き、景気回復の足どりは重く、依然として低迷した状況で推移いたしました。

当社の関連するプラント業界におきましては、グローバル経済に対応する為のお客様の国内生産設備の海外シフトや再編・統廃合等による市場規模縮小の動きが続きました。また、国内粗鋼生産量・エチレン生産量等が減少傾向で推移するとともに、多くの原子力発電所が停止し、新たな建設も中断を余儀なくされている中、お客様の国内設備投資動向も慎重姿勢が続き、工事案件は減少し、熾烈な価格競争が継続いたしました。

このような情勢の中、当社は、平成24年度から平成26年度までを実施期間とする『中期経営計画』の初年度として、基本方針であります「TAKADAグループとして将来の飛躍に向け、攻めの姿勢で拡大を志向する」のもと、従来からの経営ビジョン『屈強なパートナー企業』・『新ビジネスモデル創出型企業』の精神を踏襲しながら、各事業における確実な戦略遂行と経営基盤の強化を図ってまいりました。

当期における事業戦略の方向性並びに主要施策の進捗状況は、次のとおりであります。

## ①事業戦略の方向性

| 事業分野   |        | 方向性                                                     |
|--------|--------|---------------------------------------------------------|
| プラント事業 | メンテナンス | ○既存顧客のシェア維持・拡大<br>○新規拠点・顧客の開拓推進<br>○保有メンテナンス技術による優位性の確保 |
|        | 建設     | ○建設工事施工体制の構築とコスト競争力の強化                                  |
| 海外事業   |        | ○既存事業基盤の強化、新規拠点における事業化                                  |
| 原子力事業  |        | ○既設プラントの改修工事及び安全対策工事への対応                                |
| 装置事業   |        | ○超音波カッティング装置及び枚葉式ウェット処理装置の販売拡大と量産化                      |

## ②主要施策の内容

### ○事業戦略

#### ◇プラント事業

当期は、既存のお客様のシェア維持・拡大に努めるとともに、新規のお客様の開拓を推進してまいりました。また、当社が保有するメンテナンス技術の優位性を活かし、プラントの機器、回転機械、配管等に対する設備診断技術をお客様にPRを行うことにより、安定基盤として保全事業の拡大に努めてまいりました。

しかしながら、お客様の需要調整に伴う国内生産設備の閉鎖、設備の休止等が続き、設備投資案件の中止や延期もある中、建設工事の大幅な受注減少に加え、拡大を進めてきた保全工事につきましても、契約条件の見直しや熾烈な価格競争により、収益性が改善されない状況が継続いたしました。

#### ◇海外事業

お客様の海外進出をサポートできるグローバルパートナーとしての地位確立を目指し、経営資源の積極的な投入を図ることで、引き続き経済成長が見込まれる東南アジア地域を中心とした海外事業展開を推進しております。

当期は、海外事業推進体制の構築を進めるため、海外事業対応要員の確保及び将来を見据えた人材育成に向けた検討、また、既存事業拠点であるシンガポール高田工業（シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド）及び高田マレーシア（スリ・タカダ・インダストリーズ（マレーシア）・エスディエヌ・ビーエッチディ）の強化に向けた人的支援を実施してまいりました。

また、建設工事案件への対応力強化、メンテナンス事業拡大に向けた体制・機能強化、新規のお客様の開拓に向けた営業力の強化にも注力してまいりました。

なお、新規事業拠点として、平成24年12月に、タイに現地法人「タイ高田(タイ・タカダ・カンパニー・リミテッド)」を設立し、平成25年2月より運営を開始いたしました。タイは、一昨年の洪水被害により甚大な被害を受けましたが、その後も旺盛な海外投資にも支えられ、復興及び更なる経済成長を続けております。今後は、当法人を東南アジア地域での事業展開の新たな拠点とし、お客様のお役に立てるよう、柔軟に対応してまいります。

#### ◇原子力事業

東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴い、原子力事業を取り巻く環境は大きく変化してきております。平成24年9月には、原子力規制庁内に原子力規制委員会が発足し、新たな安全基準の策定が進められ、当社のお客様である電力会社各社におかれましても、新たな安全基準に迅速かつ適切に対応す

ることにより、早期の再稼働を目指しております。

このような中、当社といたしましては、今後のエネルギー政策動向に注視し、中長期的な受注計画に基づき、お客様とのパートナーシップ関係維持に努め、メンテナンスを含む既設原子力発電プラントの工事案件及び新たな安全基準に適合する為の工事案件等について、情報収集活動の活性化を図り、受注量の確保を目指してまいりました。原子力発電所の再稼働の遅れにより、受注済工事、定検工事等の延期もありましたが、原子力工事施工体制の維持管理を図り、併せて社内における技術・技能の傳承を継続いたしました。

#### ◇装置事業

世界経済の低迷と新興国メーカーの台頭により、国内エレクトロニクス関連メーカー各社は業績不振に陥り、国内工場の再編や海外移転・不採算事業からの撤退など大規模なリストラが行われております。お客様は年初予定されていた設備投資の凍結・延期を余儀なくされ、装置事業を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

そのような中、「超音波カッティング装置」につきましては、生産性・機能性・コストパフォーマンスを更に高めた新製品「CSX-400シリーズ」を昨年12月にリリースし、量産化の動きが見えてきたSiC製パワー半導体向けを中心に、販売を強化してまいりました。

電子部品などの製品開発や品質検査における断面観察用試料製作工程を効率化する「断面観察用超音波カッティング装置」につきましては、低価格版である「CSX-100Lab」を昨年6月にリリースいたしました。

また、パワー半導体やLED、MEMS、高周波デバイスなどの製造前工程で多くの採用実績を誇る「枚葉式ウェット処理装置」につきましては、国内のマザー工場化・少量生産化の動きを見据え、上位機種である「TWPシリーズ」の特長はそのままにコンパクトで低価格・短納期を実現した装置として「TWPmシリーズ」を昨年12月にリリースいたしました。

販促活動といたしましては、装置事業の技術拠点として昨年1月にオープンしたテクニカルセンターを活用し、お客様に装置の見学をしていただき、デモンストレーションを行うなど積極的な展開を行ってまいりました。

## ○財務・経営資源戦略

### ◇投資・財務計画

当期は積極的な設備投資の実行は抑制し、固定費の削減に努めてまいりました。

なお、優先株式の処理につきましては、優先株主である福岡銀行様が、平成24年7月17日付で、当社定款規定に基づき、当社に対し、B種株式の一部（625千株）の取得請求権を行使されたため、当社は本B種株式の一部を取得すると引換えに、D種株式（500千株）・E種株式（125千株）を交付いたしました。その後、当社は平成24年7月31日付で、優先株主様に交付した本D種株式・E種株式を取得するとともに、平成24年8月31日付で、本B種株式・D種株式・E種株式を消却いたしました。

### ◇人材育成

当社の経営資源である「人材」の有効活用と機動性を最大限に発揮するために、「技術・技能の確実な伝承と若手世代の育成」、「中間管理層のマネジメント能力の向上」、「生産性向上のための新たな人事制度の構築」を推進してまいりました。

また、海外既存拠点に対する人的支援並びに海外フィールドを活用し、将来的なマネジメント層の育成を図るための仕組みについて検討いたしました。

このような諸施策を推進してまいりました結果、売上面につきましては、新規のお客様の開拓推進に加え、一部の化学プラント、石油・天然ガスプラントの定修工事等を確実に受注してまいりましたものの、主要分野である製鉄プラントは減少傾向にあり、また、原子力やエレクトロニクス関連設備等の建設工事が大幅に減少いたしました結果、売上高は、30億1千9百万円減の335億7百万円（前期比8.3%減）となりました。

また、損益面につきましては、事前工事計画の徹底、コストダウンの推進等に努めてまいりましたが、熾烈な価格競争による受注価格の下落は想定を大きく上回り、営業損失は8億4千2百万円（前期は営業利益8億7千4百万円）、経常損失は8億2千万円（前期は経常利益9億4千5百万円）、当期純損失は5億8千1百万円（前期は当期純利益4億8千4百万円）となりました。

上記の業績状況、当社を取り巻く経営環境及び今後の事業戦略等を総合的に勘案いたしました結果、当期の期末配当につきましては、実施を見送らせていただきたく存じます。当社といたしましては、株主の皆様のご期待に応えるべく、業績の改善及び早期復配の実現に向けて、引き続き全力を注ぐ所存であります。

## 工事種別受注工事高及び完成工事高

(単位：百万円)

| 区 分          | 前期末受注残高             | 受注工事高                | 完成工事高                | 当期末受注残高             |
|--------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 製 鉄 プ ラ ン ト  | 1,116( 13.4)        | 9,285( 27.2)         | 8,873( 26.5)         | 1,528( 17.0)        |
| 化 学 プ ラ ン ト  | 3,930( 47.2)        | 16,321( 47.8)        | 16,703( 49.8)        | 3,548( 39.4)        |
| 石油・天然ガスプラント  | 476( 5.7)           | 3,316( 9.7)          | 2,536( 7.6)          | 1,255( 14.0)        |
| 電 力 設 備      | 1,609( 19.3)        | 1,126( 3.3)          | 1,183( 3.5)          | 1,552( 17.3)        |
| エレクトロニクス関連設備 | 374( 4.5)           | 1,513( 4.4)          | 1,457( 4.4)          | 430( 4.8)           |
| 社会インフラ設備     | 164( 2.0)           | 870( 2.5)            | 734( 2.2)            | 301( 3.3)           |
| そ の 他        | 658( 7.9)           | 1,740( 5.1)          | 2,019( 6.0)          | 379( 4.2)           |
| <b>合 計</b>   | <b>8,330(100.0)</b> | <b>34,173(100.0)</b> | <b>33,507(100.0)</b> | <b>8,995(100.0)</b> |
| 国 内          | 8,323( 99.9)        | 34,158(100.0)        | 33,489( 99.9)        | 8,992(100.0)        |
| 海 外          | 6( 0.1)             | 14( 0.0)             | 18( 0.1)             | 3( 0.0)             |

(注)( )内の数値は構成比を示しております。(単位：%)

### (2) 設備投資の状況

当期は、2億1千1百万円の設備投資を実施し、その主なものは、次のとおりであります。

- ・ T A K A D A 研修センター 研修宿泊棟空調設備更新工事
- ・ 長浜事業所 長浜工場パイプ置場新設
- ・ 機材センター 自動溶接機

### (3) 資金調達の状況

当期中には、社債及び新株式発行等による資金調達はありません。  
なお、当期の所要資金は、自己資金により調達いたしました。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                                   | 第63期<br>(平成22年3月期) | 第64期<br>(平成23年3月期) | 第65期<br>(平成24年3月期) | 第66期<br>(平成25年3月期) |
|-------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 受 注 高(百万円)                                            | 39,183             | 34,476             | 38,929             | 34,173             |
| 売 上 高(百万円)                                            | 39,456             | 37,434             | 36,527             | 33,507             |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(百万円)                       | 2,063              | 1,140              | 945                | △820               |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(百万円)                   | 1,142              | 675                | 484                | △581               |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)(円) | 170.55             | 97.51              | 67.42              | △91.77             |
| 総 資 産(百万円)                                            | 26,824             | 24,841             | 24,754             | 22,622             |
| 純 資 産(百万円)                                            | 8,734              | 9,257              | 9,703              | 8,475              |

- (注) 1. 第63期は『中期経営計画(平成18年度～平成22年度)』の4年目として、諸施策を推進いたしました結果、売上面では、電力設備分野の工事量は増加したものの、化学プラント、エレクトロニクス関連設備、社会インフラ設備の各分野での工事量が減少し、売上高は減収となりました。また、損益面では、事前工事計画の徹底や大型工事の工事管理の徹底による効率化やコストダウンを推進し、収益性の向上に努めましたが、経常利益、当期純利益ともに減益となりました。
2. 第64期は『中期経営計画(平成18年度～平成22年度)』の最終年度として、諸施策を推進いたしました結果、売上面では、製鉄プラントの大型投資案件の減少や石油・天然ガスプラントの大型定修工事の減少等により減収となりました。また、損益面では、売上高の減少に加え、一部の大型工事において、納期を厳守するために計画以上の要員確保や資機材の投入に多額の費用が発生したため、経常利益、当期純利益ともに減益となりました。
3. 第65期は東日本大震災や原発事故の影響等により、当社を取り巻く経営環境がかつてないほど大きく変化した状況を踏まえ、平成23年度よりスタート予定でありました『中期経営計画』を延期いたしました。売上面では、化学プラントの定修工事や原子力発電所の建設・保全工事が減少したことにより減収となりました。また、損益面では、事前工事計画の徹底、大型工事の工事管理の徹底による効率化、コストダウンの推進等に努めてまいりましたが、競争激化により採算が大変厳しく、経常利益、当期純利益ともに減益となりました。
4. 当期(第66期)は、前記の「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。



## (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、「成長と富の創出の好循環へと転換し、強い経済を取り戻そう」とするマインドの改善にも支えられ、国内の景気は先行き緩やかに回復すると予想されます。しかしながら、海外経済の下振れにより引き続き景気を下押しするリスクもあり、依然として予断を許さない状況が続くと思われま

す。当社の関連するプラント業界におきましては、景気回復に伴い、お客様の業績が改善されていくことが考えられますが、設備投資マインドが上昇に転じるには、しばらく時間がかかると思われま

す。また、今後も、お客様の競争力強化のための海外移転や国内設備の統廃合が加速することが考えられ、工事案件の少ない中での熾烈な価格競争が継続し、厳しい経営環境が継続すると予想されます。このような状況下、平成24年度は目標計画数値の達成に至りませんでしたが、平成24年度から平成26年度までを実施期間とする『中期経営計画』の基本方針・事業戦略の方向性につきましては、今後も変更することはなく、実行施策については外部環境の変化を考慮した修正(「受注量の確保」、「採算性の改善」、「固定費の削減」)を加えながら、確実に利益確保を目指してまいります。

平成25年度における事業計画の内容は、次のとおりであります。

### ○事業戦略

#### ◇プラント事業

平成25年度も引き続きお客様の国内生産設備の海外シフトや再編・統廃合等による設備投資の抑制、修繕費縮小等が続くことが予想され、更には化学プラントの大型定修工事の少ない事業年度のため、受注環境は厳しい状況であります。しかしながら、これらの市場規模縮小の動きに伴う合理化関連工事の受注活動の強化に努めるとともに、市場変化のスピードに対応した営業活動を実践してまいります。

また、既存のお客様が必要としているニーズを掴み、更なる販路拡大を目指すとともに、成長分野として考えられる環境・エネルギー分野の関連工事の受注拡大を推進してまいります。

併せて、収益性の改善、コストダウン等に努め、採算性の改善を図るとともに、グループ間ネットワークの有効活用等により、より一層お客様に密着した営業活動の強化を推進してまいります。

#### ◇海外事業

海外事業拡大の実現に向け、今後も、既存拠点の基盤整備、新拠点による海外展開の志向による売上高の拡大を推進し、海外事業推進体制の強化を図ってまいります。

東南アジア地域における新たな拠点として設立した、タイ現地法人「タイ高田(タイ・タカダ・カンパニー・リミテッド)」につ

しては、当社グループ支援のもと、幅広く情報収集を進めるとともに、早期にお客様のお役に立てるよう事業推進体制の整備に努めてまいります。

#### ◇原子力事業

原子力事業につきましては、今後もエネルギー施策動向について情報収集を継続してまいります。原子力規制委員会による、新たな安全基準につきましては、既に基準骨子案が取り纏められており、平成25年7月には公布・施行が予定されており、この新たな安全基準に基づき、原子力発電所の再稼動に関する審査が行われることが想定されます。

当社といたしましては、電力会社各社による新安全基準に則った対策工事に、各々のニーズに沿った対応を行えるよう、社内における原子力工事施工体制の維持管理を図りながら受注拡大を目指し、併せて技術・技能の伝承を継続してまいります。

#### ◇装置事業

国内エレクトロニクスメーカー各社は、円安傾向を背景に国際競争力と業績の回復が期待されておりますが、足元での設備投資には依然として慎重な姿勢をとられており、今後も装置事業を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが予測されます。一方で、競争力や付加価値の高い製品の生産性向上のための投資や、将来の製品に繋がる開発投資は少しずつ増加していくとみられます。

当社といたしましては、各装置のアプリケーション技術の開発に力を入れて顧客課題を解決することで装置受注の獲得を図るとともに、コスト低減により適正利益の確保を推進してまいります。また、SiC以外の切断対象アプリケーションを獲得し、スマートフォン・タブレット端末向けなど新たな成長市場への参入や海外販売等により、事業の拡大も進めてまいります。

### ○財務・経営資源戦略

#### ◇投資・財務計画

平成25年度も厳しい経営環境が継続する中、引き続き、積極的な設備投資は抑制することになります。当社といたしましては、確実に利益を確保していくために、固定費・間接費の削減に努めるとともに、安定経営のベースとなる純資産の回復を確実にを行い、早期の復配を目指してまいります。

なお、優先株式の処理につきましては、優先株主である福岡銀行様と処理に向けての協議を進めるとともに、早期の処理を目指し、財源の確保を含め、最善の施策を行ってまいります。

## ◇人材育成

今後の若手技術社員の育成施策として、本社専門部と生産場所の技術社員のローテーションを行うとともに、熟練技能社員減少への対応として、社員及び協力会社の育成に努めてまいります。

また、今後のものづくり職場の健全な運営を実現させるため、「監督者特別教育」を新たに実施することにより、技能社員の工事管理、監督能力の向上を図ってまいります。

なお、今後の事業環境に即した経営資源再配置の実行策として、短期的には「要員流動化」、「市場規模に応じた要員シフト」を実施するとともに、中長期的には利益体質強化のための適正生産体制の見直しを検討してまいります。

海外要員の育成につきましては、タイ進出に伴う海外事業の広がりや、プロジェクト、新規メンテナンス工事への対応などの動向を踏まえ、必要な施策を講じてまいります。

以上の事業計画の内容を着実に実行するとともに、経営の基盤となるリスク管理体制の強化を図るべく、「安全・品質管理の徹底」、「コンプライアンス経営の実践」、「内部統制の強化」に努めることで、数値計画必達に向け、鋭意努力してまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成25年3月31日現在）

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                              | 資本金              | 当社株比率 | 主要な事業内容      |
|----------------------------------|------------------|-------|--------------|
| シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド | 950万<br>シンガポールドル | 99.9% | プラントの建設・保全事業 |
| 高田プラント建設株式会社                     | 20百万円            | 100.0 | プラントの建設・保全事業 |
| 高田サービス株式会社                       | 65百万円            | 100.0 | 物品の販売及びサービス業 |

### (7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

鉄鋼、化学、石油、ガス、電力、原子力、海洋開発、都市開発、自動車、通信、新素材、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、ガラス、食品、医薬品、物流などの各種産業設備及び水処理、廃棄物処理その他公害防止設備などに関する設計、製作、据付、配管、電気、計装及び保全・修理事業、並びにこれらに関連する事業

## (8) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

① 本社：北九州市八幡西区築地町1番1号

② 主要な営業所

| 区 分     | 名 称             | 所 在 地           |
|---------|-----------------|-----------------|
| 支 店     | 東 京 支 店         | 東 京 都 品 川 区     |
|         | 大 阪 支 店         | 大 阪 市 淀 川 区     |
|         | 九 州 支 店         | 福 岡 市 博 多 区     |
| 支 社     | 君 津 支 社         | 千 葉 県 君 津 市     |
|         | 八 幡 支 社         | 北 九 州 市 戸 畑 区   |
| 事 業 所   | 鹿 島 事 業 所       | 茨 城 県 神 栖 市     |
|         | 京 葉 事 業 所       | 千 葉 県 市 原 市     |
|         | 四 日 市 事 業 所     | 三 重 県 四 日 市 市   |
|         | 長 浜 事 業 所       | 滋 賀 県 長 浜 市     |
|         | 大 阪 事 業 所       | 大 阪 府 堺 市       |
|         | 坂 出 事 業 所       | 香 川 県 坂 出 市     |
|         | 水 島 事 業 所       | 岡 山 県 倉 敷 市     |
| 工 場     | 黒 崎 事 業 所       | 北 九 州 市 八 幡 西 区 |
|         | 君 津 工 場         | 千 葉 県 君 津 市     |
|         | 四 日 市 工 場       | 三 重 県 四 日 市 市   |
|         | 長 浜 工 場         | 滋 賀 県 長 浜 市     |
|         | 水 島 工 場         | 岡 山 県 倉 敷 市     |
|         | 宇 部 工 場         | 山 口 県 宇 部 市     |
| 本 社 工 場 | 北 九 州 市 八 幡 西 区 |                 |
| 海 外 支 店 | 東 南 ア ジ ア 支 店   | シ ン ガ ポ ー ル     |
| 研 修 所 他 | TAKADA研修センター    | 北 九 州 市 若 松 区   |
|         | テクニカルセンター       | 北 九 州 市 八 幡 西 区 |

(9) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

| 区 分 | 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----|--------|--------|-------|--------|
| 男 性 | 1,613名 | 30名減   | 42.3歳 | 19.1年  |
| 女 性 | 72名    | 4名増    | 37.4歳 | 11.2年  |
| 合 計 | 1,685名 | 26名減   | 42.1歳 | 18.8年  |

(注) 従業員数は就業人員としております。

(10) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

| 借 入 先            | 借入金残高<br>百万円 |
|------------------|--------------|
| 株式会社 福 岡 銀 行     | 2,049        |
| 株式会社 みずほコーポレート銀行 | 746          |
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行   | 714          |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社    | 482          |

2. 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 41,383,800株 |
| 優先株式 | 10,000,000株 |
| B種株式 | 5,000,000株  |
| D種株式 | 4,000,000株  |
| E種株式 | 1,000,000株  |

(2) 発行済株式の総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 7,220,950株 |
| 優先株式 |            |
| B種株式 | 4,375,000株 |

(注) 1. 当社は、株式会社福岡銀行によるB種株式の取得請求権の行使により、平成24年7月17日付で、B種株式625,000株を取得し、その引換えに、D種株式500,000株及びE種株式125,000株を株式会社福岡銀行へ交付いたしました。

2. 当社は、平成24年7月31日付で、株式会社福岡銀行に交付したD種株式500,000株及びE種株式125,000株を取得するとともに、平成24年8月31日付で、B種株式625,000株、D種株式500,000株、E種株式125,000株を消却いたしました。

(3) 株 主 数

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 普通株式 | 1,414名<br>(前期末比 5名 増) |
| 優先株式 |                       |
| B種株式 | 1名<br>(前期末比 増減なし)     |

(4) 大 株 主

| 株 主 名                         | 持 株 数 |            |       | 合計株式  |
|-------------------------------|-------|------------|-------|-------|
|                               | 普通株式  | 優先株式(B種株式) | 合計株式  | 持株比率  |
|                               | 千株    | 千株         | 千株    | %     |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行               | 312   | 4,375      | 4,687 | 43.78 |
| 西 日 本 興 産 株 式 会 社             | 785   | —          | 785   | 7.34  |
| 新 日 鐵 住 金 株 式 会 社             | 404   | —          | 404   | 3.78  |
| 高 田 工 業 所 社 員 持 株 会           | 368   | —          | 368   | 3.44  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行     | 281   | —          | 281   | 2.63  |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 281   | —          | 281   | 2.63  |
| 大 迫 基 弘                       | 150   | —          | 150   | 1.40  |
| 大 迫 隆 三                       | 92    | —          | 92    | 0.86  |
| 大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社           | 84    | —          | 84    | 0.78  |
| 大 嶋 陽 一                       | 83    | —          | 83    | 0.78  |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式889,737株を除いて算出しております。  
 2. 優先株式（B種株式）は議決権を有していません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役（平成25年3月31日現在）

| 地 位                | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                     |
|--------------------|---------|----------------------------------|
| 代表取締役社長            | 高 田 寿一郎 | 西日本興産(株) 代表取締役社長                 |
| 代表取締役役員<br>兼専務執行役員 | 中 村 祥 一 | 安全衛生管理部、品質保証部、調達部、海外管理部、原子力事業部担当 |
| 取締役役員<br>兼常務執行役員   | 川 藤 重 次 | 経営企画部、財務部、情報システム部担当              |
| 取締役役員<br>兼常務執行役員   | 山 谷 美 久 | プラント事業本部長                        |
| 取締役役員<br>兼常務執行役員   | 朝 長 靖 人 | 営業本部長                            |
| 取締役役員<br>兼執行役員     | 川 上 秀 二 | 技術本部長                            |
| 取締役役員<br>兼執行役員     | 下 川 徹   | コンプライアンス推進室、総務部、人材開発部、人事部担当      |
| 取締役役員<br>兼執行役員     | 吉 松 哲 夫 | 装置事業部長                           |
| 常勤監査役              | 深 町 雪 登 |                                  |
| 常勤監査役              | 米 永 國 照 |                                  |
| 監 査 役              | 津 留 正 純 |                                  |

(注) 1. 監査役 米永 國照氏及び津留 正純氏は、社外監査役であります。

なお、当社は、監査役 米永 國照氏を大阪証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 監査役 津留 正純氏は、長年の銀行勤務等の経営経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

### ① 就任

平成24年6月22日開催の第65回定時株主総会において、深町 雪登氏及び米永 國照氏の両氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

### ② 退任

平成24年6月22日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、監査役 安藤 宗夫氏は任期満了により、監査役 磯部 靖一郎氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。

### ③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

| 氏名    | 新                                                  | 旧                                              | 異動年月日     |
|-------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 中村 祥一 | 代表取締役兼専務執行役員<br>(安全衛生管理部、品質保証部、調達部、海外管理部、原子力事業部担当) | 代表取締役兼専務執行役員<br>(安全衛生管理部、品質保証部、海外管理部、原子力事業部担当) | 平成24年4月1日 |
| 川藤 重次 | 取締役兼常務執行役員<br>(経営企画部、財務部、情報システム部担当)                | 取締役兼常務執行役員<br>(経営企画部、財務部担当)                    | 平成24年4月1日 |

## (3) 平成25年4月1日付の取締役の地位・担当等の異動

| 氏名    | 新                                    | 旧                                   | 異動年月日     |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 川藤 重次 | 取締役兼常務執行役員<br>(財務部、情報システム部担当、経営企画部長) | 取締役兼常務執行役員<br>(経営企画部、財務部、情報システム部担当) | 平成25年4月1日 |

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分  | 人数  | 報酬等の総額                    |
|-----|-----|---------------------------|
| 取締役 | 8名  | 128,785千円                 |
| 監査役 | 5名  | 30,086千円(うち社外3名 16,312千円) |
| 合計  | 13名 | 158,871千円                 |

- (注) 1. 上記には、平成24年6月22日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。  
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を4名に対して30,360千円支給しております。



(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
該当事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況  
該当事項はありません。
- ③ 特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 米永 國照 | 平成24年6月22日就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席し、過去の経験や実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。また、平成24年6月22日就任以降に開催された監査役会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 津留 正純 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、長年の銀行勤務等の経営経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。             |
| 監査役 磯部靖一郎 | 平成24年6月22日退任までに開催された取締役会3回の全てに出席し、過去の経験や実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。また、平成24年6月22日退任までに開催された監査役会4回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。  |

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月27日開催の第59回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が社外役員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(イ) 社外取締役

該当事項はありません。

(ロ) 社外監査役

当社と社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ①当社が支払うべき報酬等の額                   | 28,600千円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,600千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、下記  
のとおりであります。

### 記

当社は、会社法に基づく内部統制システムの構築の基本方針を以下に定め、  
経営の適法性及び効率性の確保、並びに経営を阻害する可能性のあるリスク  
に対する管理に努めるとともに、今後、激変する環境の変化に対処できる、  
経営体制の整備、充実を図る。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、内部統制の基本方針を策定し、代表取締役及び業務担当  
取締役による内部統制の実施状況について、定期的に又は随時報告を受  
け、内部統制の監督・指示を行う。
- (2) 取締役会は、取締役会規程に基づき重要事項や経営課題に対して、迅  
速かつ的確な意思決定を行い、その執行状況について報告を受ける。
- (3) 取締役は、会社法他の法令並びに定款に従い職務を執行し、その状況  
を取締役に報告する。
- (4) 代表取締役及び業務担当取締役は、取締役会の決定に従い業務を執行  
し、その状況を取締役に報告する。
- (5) 取締役の職務の執行状況については、取締役が相互に監視し合う他、  
監査役による監査を受ける。
- (6) 代表取締役社長を委員長とし、役員・部門長・子会社社長で構成する  
「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守と健全な企業活動を推  
進するために、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的な記録を含む）及びその他  
の重要な情報については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」  
「企業機密管理規程」に基づき作成、保存、管理する。
- (2) 取締役が、常時これらの文書を閲覧することが可能な状態で管理する。
- (3) 法令又は取引所適時開示規則に従い、必要な情報開示を行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長は、リスクを統括管理する取締役を任命し、各業務担  
当取締役とともに、各リスクを体系的に管理する。
- (2) 管理にあたっては、「リスク管理規程」に基づき、既存の販売・安全・  
品質・財務・情報等のリスクに対する規程を充実するとともに、新たな  
リスクに対して不足している規程があれば、必要に応じて追加整備する。
- (3) リスクを統括管理する組織（経営企画部）を定め、各部門における体  
制の整備・支援を行う。

- (4) 各部門は、規程に基づきマニュアル等を整備、充実させ、部門毎のリスク管理体制を確立する。
- (5) 代表取締役及び業務担当取締役は、経営に重大な影響を与えるリスクが発生する場合に備え、損失を最小限に留めるための方針を決定し、体制を整備した上で、取締役会・経営会議等へ適宜報告する。
- (6) リスクの管理状況については、社内監査部門(内部統制部)が監査し、その結果を取締役に報告する。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役会は、経営理念と経営ビジョンを織り込んだ中期経営計画と単年度事業計画を策定する。
- (2) 取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役及び業務担当取締役が行う。
- (3) 各業務担当取締役は、業務の執行を効率的に遂行するにあたり、実施すべき施策と権限を与えた体制を構築する。
- (4) 業務執行のスピードアップと執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を充実する。
- (5) 代表取締役及び業務担当取締役の業務執行を効率的に行うために、執行役員及び部門長に権限を委譲し、取締役会・経営会議他により適宜報告を受け、業務の執行の効率性を確保する。

#### **5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 従業員等の事業活動に係る行動基準については、「社は」「経営理念」「行動指針」「コンセプトワード」を盛り込んだ『企業憲章』を制定するとともに、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス相談窓口規程」を制定し、法令・規程・規則・社会規範を遵守することを求め、問題が発生した場合は、規程に基づき処分する。
- (2) 従業員等の業務の執行が、法令・定款に適合することを確保するために、「コンプライアンス推進室」を設置し、コンプライアンス推進会議を定期的に開催するなど、全社をあげて教育啓蒙活動を行う。
- (3) 従業員等や派遣社員等からの通報を受けるコンプライアンス相談窓口体制を整備する。
- (4) コンプライアンスの推進状況については、社内監査部門(内部統制部)が監査し、その結果を取締役に報告する。

#### **6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 取締役会は、子会社等を管理する規程、担当する取締役を定め、また子会社へ取締役及び監査役の派遣を行うことで、リスク管理とコンプライアンス等の周知徹底を行う体制を整備する。
- (2) 取締役会は、子会社の中期計画及び単年度事業計画と、その達成状況とリスク管理状況について定期的に報告を受ける。
- (3) 当社の社内監査部門(内部統制部)は子会社の内部監査を実施し、そ

の結果を取締役に報告する。

**7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役の職務を補助すべきスタッフは現在置いていないが、今後必要に応じて、監査役の職務を補助するスタッフを専任させる。
- (2) 監査役の職務を補助すべきスタッフの人事異動等にあたっては、監査役に事前に報告し、同意を得る。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 取締役の職務及び従業員等の業務の遂行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った時は、速やかに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、重要事項の決定、取締役及び執行役員並びに部門長の業務執行状況が報告される取締役会及び経営会議に出席する。
- (3) 監査役に重要な意思決定に係る稟議書等を回付し、その他の必要かつ適切な文書については、常時監査役が閲覧可能とする。
- (4) コンプライアンス委員会に報告されたコンプライアンス活動の状況は、監査役に報告する。

**9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見を交換する。
- (2) 監査役監査が効率的かつ効果的に行われるために、監査役は監査を職務とする社内監査部門(内部統制部)及び会計監査人と緊密に連携する。
- (3) 監査役が独自の意見形成のために、必要に応じて外部専門家等を活用する体制を確保する。

---

(注) 本事業報告に記載されている金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)                 |                   |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>13,183,543</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>11,582,851</b> |
| 現金及び預金          | 1,060,397         | 支払手形                   | 3,302,670         |
| 取引手形            | 902,490           | 工事未払金                  | 2,872,516         |
| 完成工事未収入金        | 9,784,438         | 短期借入金                  | 4,000,000         |
| 未成工事支出金         | 1,100,214         | 短期借入金の返済期限未済借入金        | 416,000           |
| 材料貯蔵品           | 65,008            | リース債                   | 23,216            |
| 前払費用            | 36,121            | 未払金                    | 177,707           |
| 繰延税金資産          | 169,798           | 未払法人税等                 | 214,034           |
| その他の引当金         | 75,906            | 未払消費税等                 | 43,294            |
| △               | 10,832            | 未成工事受入金                | 207,137           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>9,439,431</b>  | 前受収益                   | 163,300           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,783,593</b>  | 完成工事補償引当金              | 94,113            |
| 建物              | 2,318,971         | 事業整理損失引当金              | 2,100             |
| 構築物             | 115,370           | 固定資産購入支払手形             | 1,510             |
| 機械装置            | 174,610           |                        | 31,123            |
| 車両運搬具           | 2,930             |                        | 34,127            |
| 器具備品            | 47,990            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,564,969</b>  |
| 土地              | 4,042,118         | 長期借入金                  | 869,000           |
| 建物              | 71,946            | リース債                   | 48,729            |
| 建設仮勘定           | 9,655             | 再評価に係る繰延税金負債           | 698,976           |
|                 |                   | 退職給付引当金                | 858,134           |
|                 |                   | 預り保証金                  | 12,600            |
|                 |                   | その他の                   | 77,530            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>296,111</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>14,147,820</b> |
| 特許権             | 45,266            |                        |                   |
| 借地権             | 13,592            | (純資産の部)                |                   |
| 商標権             | 1,461             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>9,077,528</b>  |
| ソフトウェア          | 40,610            | 資 本                    | 3,642,350         |
| ソフトウェア仮勘定       | 121,661           | 利益剰余金                  | 5,458,815         |
| その他の            | 73,519            | 利益準備金                  | 86,997            |
|                 |                   | その他利益剰余金               | 5,371,817         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,359,726</b>  | 固定資産圧縮積立金              | 104,688           |
| 投資有価証券          | 332,040           | 別途積立金                  | 5,400,000         |
| 関係会社株           | 1,320,861         | 繰越利益剰余金                | △ 132,871         |
| 出資会社            | 6,000             | <b>自 己 株 式</b>         | △ 23,636          |
| 関係会社出資金         | 8,500             |                        |                   |
| 長期貸付金           | 35,124            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>△ 602,374</b>  |
| 長期前払費用          | 34,142            | その他有価証券評価差額金           | 12,373            |
| 長期保証金           | 107,240           | 土地再評価差額金               | △ 614,748         |
| 繰延税金資産          | 481,533           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>8,475,154</b>  |
| その他の            | 34,284            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>22,622,974</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>22,622,974</b> |                        |                   |

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額          |
|-----------------------|-----------|------------|
| 完 成 工 事 高             |           | 33,507,445 |
| 完 成 工 事 原 価           |           | 31,968,370 |
| 完 成 工 事 総 利 益         |           | 1,539,075  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 2,381,384  |
| 営 業 損 失 (△)           |           | △ 842,309  |
| 営 業 外 収 益             |           |            |
| 受 取 利 息               | 3,300     |            |
| 受 取 配 当 金             | 55,073    |            |
| そ の 他                 | 75,477    | 133,852    |
| 営 業 外 費 用             |           |            |
| 支 払 利 息               | 74,615    |            |
| 売 上 債 権 売 却 損         | 21,339    |            |
| そ の 他                 | 16,261    | 112,215    |
| 経 常 損 失 (△)           |           | △ 820,672  |
| 特 別 損 失               |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 7,250     | 7,250      |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)   |           | △ 827,922  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 45,892    |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △ 292,762 | △ 246,870  |
| 当 期 純 損 失 (△)         |           | △ 581,052  |

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |          |         |        |           |           |             |             |
|-------------------------|-----------|----------|---------|--------|-----------|-----------|-------------|-------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金    |         | 利益準備金  | 利益剰余金     |           |             | 利益剰余金合計     |
|                         |           | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |        | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金     | 繰越利益剰余金     |             |
| 平成24年4月1日残高             | 3,642,350 | 51       | 51      | 74,901 | 105,504   | 5,400,000 | 1,112,997   | 6,693,403   |
| 事業年度中の変動額               |           |          |         |        |           |           |             |             |
| 剰余金の配当                  |           |          |         |        |           |           | △ 120,962   | △ 120,962   |
| 剰余金の配当に伴う利益準備金の積立       |           |          |         | 12,096 |           |           | △ 12,096    | -           |
| 当期純損失 (△)               |           |          |         |        |           |           | △ 581,052   | △ 581,052   |
| 自己株式の取得                 |           |          |         |        |           |           |             |             |
| 自己株式の消却                 |           | △ 51     | △ 51    |        |           |           | △ 532,573   | △ 532,573   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |           |          |         |        | △ 815     |           | 815         | -           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |          |         |        |           |           |             |             |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | △ 51     | △ 51    | 12,096 | △ 815     | -         | △ 1,245,869 | △ 1,234,588 |
| 平成25年3月31日残高            | 3,642,350 | -        | -       | 86,997 | 104,688   | 5,400,000 | △ 132,871   | 5,458,815   |

|                         | 株 主 資 本   |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |           |            | 純資産合計       |
|-------------------------|-----------|-------------|-----------------|-----------|------------|-------------|
|                         | 自己株式      | 株主資本合計      | その他有価証券評価差額金    | 土地再評価差額金  | 評価・換算差額等合計 |             |
| 平成24年4月1日残高             | △ 23,317  | 10,312,487  | 5,428           | △ 614,748 | △ 609,319  | 9,703,168   |
| 事業年度中の変動額               |           |             |                 |           |            |             |
| 剰余金の配当                  |           | △ 120,962   |                 |           |            | △ 120,962   |
| 剰余金の配当に伴う利益準備金の積立       |           | -           |                 |           |            | -           |
| 当期純損失 (△)               |           | △ 581,052   |                 |           |            | △ 581,052   |
| 自己株式の取得                 | △ 532,943 | △ 532,943   |                 |           |            | △ 532,943   |
| 自己株式の消却                 | 532,625   | -           |                 |           |            | -           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |           | -           |                 |           |            | -           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |             | 6,944           | -         | 6,944      | 6,944       |
| 事業年度中の変動額合計             | △ 318     | △ 1,234,958 | 6,944           | -         | 6,944      | △ 1,228,014 |
| 平成25年3月31日残高            | △ 23,636  | 9,077,528   | 12,373          | △ 614,748 | △ 602,374  | 8,475,154   |



# 独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

株式会社 高田工業所

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 義三 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高田工業所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部)             |                   | (負債の部)             |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>14,885,307</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>11,931,190</b> |
| 現金及び預金             | 1,756,836         | 支払手形・工事未払金等        | 6,275,184         |
| 受取手形・完成工事未収入金等     | 11,543,707        | 短期借入金              | 4,416,000         |
| 有価証券               | 60,000            | 未払法人税等             | 66,179            |
| 未成工事支出金            | 1,137,230         | 未成工事受入金            | 236,476           |
| その他たな卸資産           | 81,164            | 完成工事補償引当金          | 1,510             |
| 繰延税金資産             | 172,064           | 事業整理損失引当金          | 31,123            |
| その他                | 145,136           | その他                | 904,716           |
| 貸倒引当金              | △ 10,832          | <b>固 定 負 債</b>     | <b>2,641,509</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>8,509,654</b>  | 長期借入金              | 869,000           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>7,034,315</b>  | 再評価に係る繰延税金負債       | 698,976           |
| 建物及び構築物            | 2,594,705         | 退職給付引当金            | 912,195           |
| 機械装置               | 219,163           | 預り保証金              | 12,684            |
| 土地                 | 4,055,081         | その他                | 148,653           |
| その他                | 165,365           | <b>負 債 合 計</b>     | <b>14,572,699</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>296,948</b>    | (純資産の部)            |                   |
| 借地権                | 13,592            | <b>株 主 資 本</b>     | <b>9,725,991</b>  |
| ソフトウェア             | 40,610            | 資本金                | 3,642,350         |
| その他                | 242,745           | 利益剰余金              | 6,107,277         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,178,390</b>  | 自己株式               | △ 23,636          |
| 投資有価証券             | 374,230           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△ 904,978</b>  |
| 繰延税金資産             | 499,973           | その他有価証券評価差額金       | 12,373            |
| その他                | 304,187           | 土地再評価差額金           | △ 614,748         |
|                    |                   | 為替換算調整勘定           | △ 302,603         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>23,394,962</b> | <b>少 数 株 主 持 分</b> | <b>1,250</b>      |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>8,822,263</b>  |
|                    |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>23,394,962</b> |

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目               | 金         | 額          |
|-------------------|-----------|------------|
| 完成工事高             |           | 37,869,624 |
| 完成工事原価            |           | 36,022,103 |
| 完成工事総利益           |           | 1,847,520  |
| 販売費及び一般管理費        |           | 2,563,331  |
| 営業損失(△)           |           | △ 715,810  |
| 営業外収益             |           |            |
| 受取利息及び配当金         | 11,263    |            |
| その他               | 72,363    | 83,626     |
| 営業外費用             |           |            |
| 支払利息              | 76,750    |            |
| 売上債権売却損           | 22,556    |            |
| その他               | 21,354    | 120,661    |
| 経常損失(△)           |           | △ 752,845  |
| 特別利益              |           |            |
| 固定資産売却益           | 7,699     | 7,699      |
| 特別損失              |           |            |
| 固定資産除却損           | 7,253     | 7,253      |
| 税金等調整前当期純損失(△)    |           | △ 752,399  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 75,526    |            |
| 法人税等調整額           | △ 288,058 | △ 212,531  |
| 少数株主損益調整前当期純損失(△) |           | △ 539,867  |
| 少数株主利益            |           | 66         |
| 当期純損失(△)          |           | △ 539,934  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |       |             |           |             |
|-------------------------------|-----------|-------|-------------|-----------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金 | 利益剰余金       | 自 己 株 式   | 株主資本合計      |
| 平成24年4月1日残高                   | 3,642,350 | 51    | 7,300,748   | △ 23,317  | 10,919,832  |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |       |             |           |             |
| 剰余金の配当                        |           |       | △ 120,962   |           | △ 120,962   |
| 当期純損失 (△)                     |           |       | △ 539,934   |           | △ 539,934   |
| 自己株式の取得                       |           |       |             | △ 532,943 | △ 532,943   |
| 自己株式の消却                       |           | △ 51  | △ 532,573   | 532,625   | -           |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |       |             |           |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | △ 51  | △ 1,193,470 | △ 318     | △ 1,193,841 |
| 平成25年3月31日残高                  | 3,642,350 | -     | 6,107,277   | △ 23,636  | 9,725,991   |

|                               | その他の包括利益累計額            |                   |                    |                          | 少数株主<br>持 分 | 純資産<br>合 計  |
|-------------------------------|------------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|-------------|-------------|
|                               | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 土 地<br>再評価<br>差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の<br>包括利益<br>累計額合計 |             |             |
| 平成24年4月1日残高                   | 5,428                  | △ 614,748         | △ 458,968          | △ 1,068,288              | 1,042       | 9,852,586   |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |                   |                    |                          |             |             |
| 剰余金の配当                        |                        |                   |                    |                          |             | △ 120,962   |
| 当期純損失 (△)                     |                        |                   |                    |                          |             | △ 539,934   |
| 自己株式の取得                       |                        |                   |                    |                          |             | △ 532,943   |
| 自己株式の消却                       |                        |                   |                    |                          |             | -           |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 6,944                  | -                 | 156,364            | 163,309                  | 208         | 163,517     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 6,944                  | -                 | 156,364            | 163,309                  | 208         | △ 1,030,323 |
| 平成25年3月31日残高                  | 12,373                 | △ 614,748         | △ 302,603          | △ 904,978                | 1,250       | 8,822,263   |

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

株式会社 高田工業所  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 義三 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高田工業所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等にしたいがい、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、一部子会社に赴き調査をいたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

株式会社 高田工業所 監査役会

常勤監査役 深 町 雪 登 ㊟

常勤監査役  
(社外監査役) 米 永 國 照 ㊟

監 査 役  
(社外監査役) 津 留 正 純 ㊟

(注) 監査役米永國照及び津留正純は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績及び財務状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 減少する剰余金の項目及びその額

| 項 目       | 金 額          |
|-----------|--------------|
| 別 途 積 立 金 | 500,000,000円 |

#### 2. 増加する剰余金の項目及びその額

| 項 目           | 金 額          |
|---------------|--------------|
| 繰 越 利 益 剰 余 金 | 500,000,000円 |

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成25年7月16日付で予定されている株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という）及び株式会社大阪証券取引所（以下、「大証」という）の現物市場の統合に伴い、当社が上場している大証市場第二部の普通株式は、東証市場第二部の普通株式となる予定でありますため、現行定款に記載の証券取引所名称の読み替えを行うものであります。

なお、本読み替えは、東証と大証の現物市場の正式な統合日をもって実施することを条件とするため、併せて附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（E種株式の強制取得）</p> <p>第16条の6 （条文省略）</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>4. 前条および本条の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を指すものとする。</p> | <p>（E種株式の強制取得）</p> <p>第16条の6 （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>4. 前条および本条の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を指すものとする。</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(E種基準価額)<br/>第16条の7の1</p> <p>E種基準価額は、第16条の5または第16条の6第1項に基づき当社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(E種基準価額の調整)<br/>第16条の7の2 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(E種基準価額)<br/>第16条の7の1</p> <p>E種基準価額は、第16条の5または第16条の6第1項に基づき当社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(E種基準価額の調整)<br/>第16条の7の2 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>附則<br/>第1条<br/>第16条の6第4項、第16条の7の1第1項、第16条の7の2第3項、定款別紙②ア、エ、④ウの変更は、平成25年7月16日の株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場の統合日をもって効力を生ずるものとする。但し、平成25年7月16日に上記統合がなされなかった場合には、現実に統合された日をもって効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条<br/>附則第1条の統合日以降であっても、定款の定めにより、統合前のお阪証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の基準によるべき場合には、なお従前の例によるものとする。また、本附則は、平成25年9月19日の経過をもって、これを削除する。なお、上記統合日が平成25年7月17日以降に遅延した場合、統合日以降、東京証券取引所の開設す</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(定款別紙)<br/>新株予約権の内容および数</p> <p>② 基準価額</p> <p>ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に行われた場合、146.7円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を、同年4月1日より翌年3月31日まで1年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の2分の1を下回ったときは当初基準価額の2分の1を、基準価額とする。</p> <p>イ (条文省略)</p> <p>ウ (条文省略)</p> <p>エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>オ (条文省略)</p> <p>⑨ 新株予約権の取得条項</p> <p>ア (条文省略)</p> <p>イ (条文省略)</p> <p>ウ 取得時の時価とは、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社大阪証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> | <p style="text-align: center;">(定款別紙)<br/>新株予約権の内容および数</p> <p><u>る市場での45取引日を経過した時をもって、これを削除する。</u></p> <p>② 基準価額</p> <p>ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に行われた場合、146.7円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を、同年4月1日より翌年3月31日まで1年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の2分の1を下回ったときは当初基準価額の2分の1を、基準価額とする。</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ウ (現行どおり)</p> <p>エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>オ (現行どおり)</p> <p>⑨ 新株予約権の取得条項</p> <p>ア (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ウ 取得時の時価とは、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の普通株式数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1     | たかだ じゅいちろう<br>高田 寿一郎<br>(昭和36年6月16日生)  | 昭和62年1月 千代田化工建設(株)入社<br>平成2年6月 当社入社 統括本部受注管理部長<br>平成3年6月 当社取締役黒崎事業所長<br>平成6年6月 当社常務取締役経理部長<br>平成7年6月 当社代表取締役副社長<br>平成13年4月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成15年11月 西日本興産(株)代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>西日本興産(株) 代表取締役社長                                                                | 52,000株          |
| 2     | なかむら しょういち<br>中村 祥一<br>(昭和23年7月24日生)   | 昭和47年4月 当社入社<br>平成2年4月 当社品質保証室長<br>平成10年6月 当社理事工事本部本社工場長<br>平成12年6月 当社取締役鉄鋼本部副本部長、<br>同本部八幡支社長<br>平成15年6月 当社上席執行役員北九州事業部長<br>平成16年6月 当社常務取締役事業統括本部<br>北九州事業部長<br>平成17年4月 当社常務取締役事業統括本部八幡支社長<br>平成18年4月 当社常務取締役事業統括本部副本部長<br>平成18年6月 当社常務取締役<br>平成20年6月 当社代表取締役兼専務執行役員(現任) | 15,000株          |
| 3     | かわ ふじ しげ つぐ<br>川藤 重次<br>(昭和28年11月11日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成14年4月 当社経理部長<br>平成18年6月 当社取締役経営企画部長、財務部長<br>平成19年10月 当社取締役<br>平成20年6月 当社取締役兼執行役員<br>平成21年6月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成25年4月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長(現任)                                                                                                              | 10,500株          |
| 4     | やま たに よし ひさ<br>山谷 美久<br>(昭和28年9月22日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成7年4月 当社君津支社工事部長<br>平成13年8月 当社鉄鋼本部君津支社次長<br>平成15年4月 当社関東事業部鹿島事業所長<br>平成17年4月 当社執行役員事業統括本部君津支社長<br>平成21年4月 当社執行役員第一事業本部副本部長<br>平成21年6月 当社取締役兼執行役員第一事業本部長<br>平成23年4月 当社取締役兼執行役員プラント事業本部長<br>平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員プラント事業本部長(現任)                              | 7,500株           |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の普<br>通株式数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 5         | ともなが やす と<br>朝長 靖人<br>(昭和27年8月17日生)   | 昭和50年4月 当社入社<br>平成8年10月 当社工事本部本社工場次長<br>平成11年9月 当社工事本部本社工場長<br>平成14年9月 当社統括本部水島事業所長<br>平成18年4月 当社執行役員事業統括本部八幡支社長<br>平成22年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長<br>平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長(現任)                                 | 6,500株               |
| 6         | かわ かみ しゅう じ<br>川上 秀二<br>(昭和29年11月1日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成5年4月 当社秘書室長<br>平成15年6月 当社執行役員業務本部副本部長<br>平成16年4月 当社執行役員事業統括本部営業本部長<br>平成18年4月 当社上席執行役員事業統括本部営業本部長<br>平成18年6月 当社取締役営業本部長<br>平成20年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長<br>平成22年6月 当社取締役兼執行役員技術本部長(現任)          | 11,000株              |
| 7         | しも かわ とおる<br>下川 徹<br>(昭和31年10月20日生)   | 昭和54年4月 当社入社<br>平成13年3月 当社経営企画部長<br>平成15年6月 当社執行役員経営管理部長<br>平成16年6月 当社上席執行役員経営企画部長、人事部長<br>平成16年8月 当社上席執行役員経営企画部長<br>平成18年6月 当社取締役事業開発部長<br>平成20年6月 当社取締役兼執行役員新規事業部長<br>平成21年6月 当社取締役兼執行役員(現任)               | 11,500株              |
| 8         | よし まつ てつ お<br>吉松 哲夫<br>(昭和34年6月13日生)  | 昭和58年11月 当社入社<br>平成14年10月 当社技術本部プラントエンジニアリング部次長<br>平成15年3月 当社エンジニアリング本部エンジニアリング部長<br>平成18年4月 当社人事部所属シンガポール高田工業出向休職<br>※シンガポール高田工業社長<br>平成22年4月 当社執行役員<br>平成22年6月 当社取締役兼執行役員<br>平成23年10月 当社取締役兼執行役員装置事業部長(現任) | 6,000株               |

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成24年6月22日開催の第65回定時株主総会において補欠監査役に選任された吉田 尚是氏の選任の効力は、本総会開始の時をもって失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

#### 補欠監査役候補者

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                               | 所有する<br>当社の普<br>通株式数 |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| よしだ しょうじ<br>吉田 尚是<br>(昭和18年9月9日生) | 昭和56年8月 公認会計士登録<br>昭和57年7月 吉田公認会計士事務所開設 所長(現任)<br>平成2年3月 吉田不動産鑑定士事務所開設 所長(現任) | 0株                   |

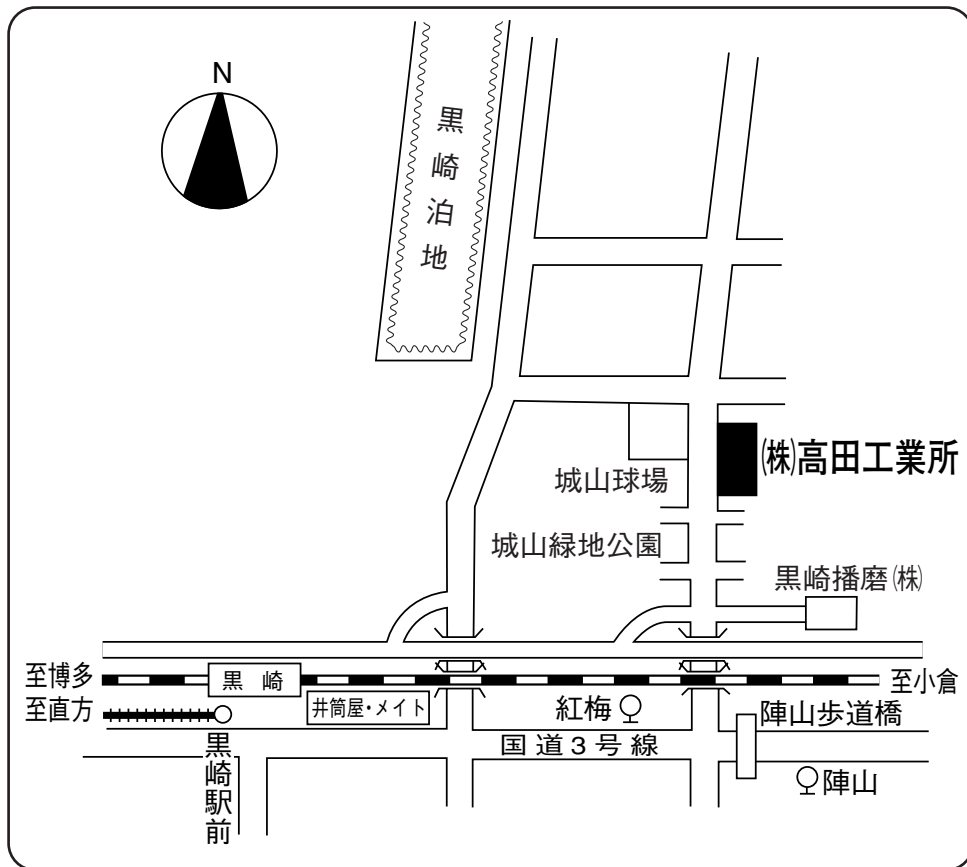
- (注) 1. 補欠監査役候補者 吉田 尚是氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 同氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、公認会計士として企業経営に関わってきた実績や専門知識等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏には、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 本議案が原案どおり承認可決され、また、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を予定しております。

以上





# 株主総会会場ご案内略図



会 場 北九州市八幡西区築地町1番1号  
株式会社 高田工業所 本社会議室  
TEL 093-632-2631

## 交 通 ●JRご利用の場合

・JR黒崎駅よりタクシーで5分

## ●西鉄バスご利用の場合

・JR黒崎駅前より小倉方面行 行先番号①②⑨⑧に乗車  
紅梅バス停下車徒歩10分

・JR八幡駅前より黒崎方面行 行先番号①②⑨⑧に乗車  
陣山バス停下車徒歩10分